

医療法人新生会 一般事業主行動計画(次世代法)

社員が仕事と子育てを両立することができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日までの5年間

2. 計画内容

目標1：男性職員が出産や育児のための休暇を取得しやすい職場づくりに努めます。
(男性職員の育児休業取得率を70%以上,女性職員は100%を目指す)

具体的取組

- ・全職員に対する制度内容の周知
- ・女性職員10ヶ月以上・男性職員1ヶ月以上取得の奨励
- ・長期取得奨励金や代替要員への手当加算等の検討

目標2：育児休業取得後の「キャリア形成」と「柔軟な働き方」の選択肢の拡充に努めます。

具体的取組

- ・子育てに配慮した勤務体制の確保
- ・短時間勤務制度の充実及び全職員に対する制度内容の周知
- ・こどもの看護休暇の充実及び全職員に対する周知
- ・時間単位の看護休暇取得制度の全職員に対する周知

目標3：全職員の月平均残業時間10時間以内に抑え、生産性の高い働き方を定着させる。

具体的取組

- ・柔軟な働き方の多様化
(柔軟な勤務体系の構築及び全職員への周知)
- ・男性の家庭参画意識の是正に努める
(管理職の人事考課項目に「部下の残業削減」「男性の家庭参画推進」
組入れ等の検討)